

県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

第1 業務の目的

日本政府は「2050年カーボンニュートラル」を目指し、2030年までに2013年度比で46%の温室効果ガス（以下、GHG）削減を目標としている。これに伴い、GX（グリーン・トランスフォーメーション）戦略などの政策が進められ、多くの企業が事業構造やエネルギー使用方法の見直し（脱炭素経営）を迫られているところ。しかしながら、「脱炭素経営に取り組みたい」という意向がありながら、脱炭素経営に取り組んでいる企業はまだ少ない。また、脱炭素経営に対する考えとして、「効果がわからない」「取り組み方が分からず手探りの状態である」「費用がかかる」という意見を持つ事業者が依然として多いのが現状である。そこで県としては、県内企業における脱炭素経営に向けたステップを一体的に支援していくことが必要である。

本業務では、県内事業者に対し、事業活動に伴うエネルギー使用量やGHG排出量を可視化できるシステム（以下、システム）を提供することにより、その計測から排出状況に基づく傾向分析、分析結果を踏まえた具体的対応策の提案までを一気通貫で支援し、またその取組事例を県内に広く発信することにより、県内事業者自らによるGHG排出量削減行動を促していくことを目的としている。

第2 一般事項

1 委託業務名

県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

3 委託金額

10,120千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う

4 プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の調査・企画力を、「提案」を通して評価し委託業者を選定するものであり、調査等の業務は必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

5 問い合わせ先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階
TEL：0742-27-8016 FAX：0742-27-5280
E-mail：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

第3 業務の内容

【システム提供前】

（1）県内事業者向けセミナーの企画提案・実施

システム利用開始日より前に、県内事業者に対し、本事業の周知と脱炭素経営に向けた行動変容を促すことを目的としたセミナーを企画提案・実施すること。

- ・開催方法：実地開催とWEB開催の併用（実地参加者数は50～60名を想定）
- ・開催回数：1回
- ・開催場所：規模を勘案し、奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催時間：2～3時間程度
- ・開催内容：奈良県と協議の上決定すること。

（２）事業周知のためのヒアリング

上記（１）とは別に、県内企業に対する本事業の周知啓発を目的とした、県内関係機関・団体に対するヒアリングをシステム利用開始日より前に実施すること。

（ヒアリング先は奈良県と協議の上決定すること。）

【システム提供期間中】

（３）GHG排出量の可視化及び削減対策の提案

①GHG排出量の可視化

事業活動を伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況及びエネルギー種別に応じたGHG排出量を数値化・整理できるシステムを利用事業者に提供すること。

- ・利用事業者数：50件程度

（実際の利用事業者数が想定より大幅に下回った場合、双方協議の上、委託金額の減額を行うものとする。）

- ・利用対象となる事業者：県内事業者（詳細は奈良県と協議の上決定すること）
- ・システム利用可能期間（全体の利用開始日から起算して利用終了日までの期間）：6ヶ月以上

（当該月のエネルギー使用状況・GHG排出量だけでなく、過去に遡って）

②GHG排出状況の傾向分析及び課題抽出、削減に向けた提案

数値化したGHG排出量に基づき、合同セミナーや個別ヒアリング等の方法により、利用事業者の課題を明確化するとともに、業務の運用改善や設備投資等の効果的な削減対策を整理・提案すること。

（特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から効果的な取組ができるよう提案を行うこと。）

※本事業終了後に事業者が自らサービスを継続して利用しようとする場合は、可能な範囲でデータを引き継ぐこと。

※上記①～②に掲げた項目を取りまとめて、支援実施状況を県に対して定期的に報告すること。報告内容には、少なくとも次のア～エの項目を含めること。

- ア 事業者情報（所在地、業種、従業員数）
- イ 事業者のGHG排出状況
- ウ 事業者のGHG排出状況の傾向分析及び課題
- エ 事業者へ提案した削減対策

※システム利用期間終了後、利用事業者に対し、満足度や意識変化を把握するためのアンケートを実施すること。アンケート項目については、奈良県と協議のうえ、決定すること。

（４）脱炭素経営優良企業の創出支援

本事業における優良事例創出を目的として、システム利用事業者のうち希望する事業者に対し、脱炭素経営に関する認証制度（中小企業版 S B T 認証制度 等）の取得申請までの準備や企業イメージ向上のためのブランディングを支援すること。

- ・支援事業者数：3 件程度

（5）脱炭素ワークショップの企画提案・実施

県内事業者・市町村職員・金融機関など県内の主要な主体間の交流を通じて、脱炭素に関する理解を深めてもらうためのワークショップを企画提案・実施すること。

- ・開催日程：奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催方法：実地開催（参加者数 50～60 名を想定）
- ・開催回数：1 回
- ・開催場所：規模を勘案し、奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催時間：2～3 時間程度
- ・開催内容：奈良県と協議の上決定すること。

【システム提供後】

（6）成果報告会の企画提案・実施

脱炭素経営を進める上での本事業の効果・有用性を県内事業者に対し広く P R することを目的とした成果報告会を企画提案し、システム利用期間終了後に実施すること。

- ・開催日程：奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催方法：奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催回数：1 回
- ・開催場所：規模を勘案し、奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催時間：2 時間程度
- ・開催内容：奈良県と協議の上決定すること。

（7）県内企業への波及に繋がる取組の企画提案・実施

上記（6）とは別に、本事業の効果・有用性を効果的に P R することができる取組について別途企画提案・実施すること。

※本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は受託者が負担すること。

※内容の詳細は、県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託仕様書を確認してください。

第4 参加資格

次に掲げる(1)から(8)のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始

の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

(7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q7（諸サービス）で登録している者であること。

(8) ISO/IEC27001、ISMS認証またはプライバシーマークを取得していること。または、個人情報の保護に関する法律に則った個人情報の取扱い方針（個人情報保護方針、プライバシーポリシーなど）を定めていること。

第5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、提出期限必着とします。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）します。要件を満たさない団体については企画提案書を提出することはできません。

1 参加申込書（様式1～様式3）の提出

(1) 提出期間

令和7年4月16日（水）から令和7年5月2日（金）午後4時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

・参加申込書【様式1】 1部

・事業者概要【様式2】 1部

・第4の1(8)に記載の資格を有することを証明する書類の写し 1部

2 提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年4月16日(水)から令和7年5月12日(月)午後4時まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。)

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-27-5280

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

- ① 企画提案書(表紙のみ指定様式【様式3】、その他、A4用紙5~10枚にまとめる。参考資料の添付可。)

県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託に係る実施方法に関し、以下の(ア)~(ウ)について、具体的に記載してください。

(ア) 可視化システムの仕様

(イ) 事業周知の手法

(ウ) 事業支援の手法

- ② 事業者概要(様式自由)

会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された事業者概要書を提出してください。

- ③ 実施体制(様式自由)

業務の実施体制について、管理技術者、担当者等を明記し、各人の過去の業務実績及び所有資格等を記載ください。

- ④ 受注実績(様式自由)

業務実績を記載し提出してください。

- ⑤ 見積書(様式自由、内訳明記)

費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。

(5) 提出部数

上記(4)①~⑤の提出部数については、正1部、副5部とします。

※正本以外については、提案者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。

第6 質問及び回答

1 受付期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月24日(木)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。)

2 質問方法

質問票【様式4】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください
(審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。)

3 提出先

第5. 1 (2)の提出場所と同じ。

4 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年4月30日(水)午後5時までに、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

第7 委託事業者の選定

1 プロポーザル選定評価委員会(以下、評価委員会という。)におけるヒアリングの実施

(1) 開催日時等

参加申込者に対して別途通知します。

(2) 開催方法

オンライン形式で実施します。

※オンライン形式での評価委員会では、事業者の名称を伏せて参加すること。

※評価委員会におけるヒアリングは先に提出された提案書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドの共有はできません。

※参加URLは、開催日時等と併せて通知します。

(3) 審査

別表の「県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託事業者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

(4) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知します。

第8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。

第9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

1 最優秀提案者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表

者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- 2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第10 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第9 契約の不締結」の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第9 契約の不締結」の1、3、4及び5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第11 電子契約の可否

- 1 可とします。
- 2 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書【様式5】」を第5の1で示す参加申込書とあわせて電子メールにより提出してください。

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

第12 留意事項

- 1 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見

なします。

2 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

3 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

4 提案等にかかる費用負担

提案書類の作成、提出等に要する費用は各参加者の負担とします。

5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記「第4 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

6 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

7 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第2 一般事項」の「5 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

8 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではありません。

9 遵守事項

平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ① 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - ② 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を

除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

- ③ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ④ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

10. その他

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月 25 日奈良県規則第 14 号）に従うものとします。

県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託事業者評価基準

評価項目			評価基準	配点
(1) 企画提案力 (配点 50 点)	業務理解度		①本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	5 点
	可視化システム構築	機能全般	②簡便かつ効果的に事業者が温室効果ガス排出量を可視化できるシステムとなっているか。	10 点
		信頼性・セキュリティ性	③想定されるシステム障害・セキュリティ課題に対する効果的な対応策が検討されているか。	5 点
	事業支援		④排出状況及び事業形態に応じて、削減すべきターゲットの特定や課題認識につなげられるよう、可視化したデータの活用方法の支援及び削減提案ができる内容となっているか。	10 点
	事業者向けセミナー・ワークショップ		⑤県内事業者に対し、脱炭素経営に向けた行動変容を促す内容となっているか。	10 点
	事業の周知		⑥事業開始前、より多くの事業者への事業周知が期待できる内容となっているか。また、事業終了後、事業成果（排出量可視化の重要性）について効果的にPRすることができる取組について提案がされているか。	10 点
(2) 業務遂行力 (配点 40 点)	業務実施体制	人員確保	⑦業務内容の円滑な履行が可能な従業者数が確保され、業務内容に精通した担当者を配置するなど、充実かつ効率的な業務実施体制が取られているか。	15 点
		実施スケジュール	⑧業務内容の円滑な履行が可能なスケジュールが具体的に示されているか。	15 点
	業務実績		⑨国・地方公共団体から同様の事業を受注した実績があるか。もしくは直接事業者に対して可視化システムを提供した実績があるか。	10 点
(3) 見積価格（配点 10 点）			⑩所要経費の効率・妥当性はあるか。	10 点
合計				100 点

※各選定委員は、提出書類に基づき、上記の項目について評価する。

※各選定委員の評価点数の総得点が最も高いものを委託（契約）業者とする。ただし、各選定委員の評価点数の総得点が 6 割未満である場合は、契約者として選定しない。

※審査の結果、評価点が同点の場合は、「企画提案力ー業務遂行力ー見積価格」の順で、各選定委員の評価点数の総得点が高いものを委託（契約）業者とする。

※提案者が 1 者の場合は、評価点の総得点が 6 割以上で、かつ契約の相手方として適当であると委員会で承認されたものについては、当該提案者を契約者として選定することとする。